

教員免許状課程(教育職員免許法 第6条別表第7)

教育職員免許法第6条別表第7(特別支援学校教諭免許状の取得・上進)

以下①・②のいずれかに該当する方が、本学で必要科目(単位)を修得し特別支援学校教諭免許状を取得する方法です。

- ①幼稚園・小学校・中学校・高等学校のいずれかの教員免許状を所持し、最低3年以上、所持する教員免許状の学校の教員として在職年数のある方が、特別支援学校教諭2種免許状を取得する場合。
- ②特別支援学校教諭2種免許状を所持し、最低3年以上、特別支援学校の教員として在職年数のある方が、特別支援学校教諭1種免許状を取得する場合。

【参考】教育職員免許法に定める教員免許状取得に必要な単位数

取得希望免許状 要件	特別支援学校教諭	
	1種	2種
所有する免許状	特別支援学校教諭2種免許状	小学校・中学校・高等学校または幼稚園の教諭の普通免許状
必要在職年数	3年(特別支援学校に限る)	3年
最低修得単位数	6単位	6単位

【開講科目一覧】

登録・履修することができる科目は、p.113に掲載の通りです。

【履修科目について】

当該法令に定める必要在職年数ならびに具体的な修得科目(単位)数の確認については、現職の方は勤務する学校所在地の都道府県教育委員会に、現職でない方は、居住地の都道府県教育委員会で必ず入学前に指導を受けてください。また履修指導を受ける際は、事前に教育委員会に必要書類を確認し、指示された書類を取り寄せ提示するとともに、**必ずこの冊子を持参**して、p.113に掲載の表を提示したうえで指導を受けてください。

※近畿圏内の複数の教育委員会に確認したところ、本学のカリキュラム(p.113)の場合、「S0840視覚障害教育総論」「S0841聴覚障害教育総論」の2科目を除く、10科目20単位の修得が必要との同一見解を示されました。都道府県教育委員会で履修指導を受けられる際は、この指導も参考にしてください。

【教員免許状の授与申請について】

履修科目(単位)の指導を受けられた都道府県教育委員会に各自で申請(個人申請)をしてください。

【注意事項】

- ◆本学通信教育課程では、履修科目(単位)の確認・指導を行なうことはできません。
- ◆出願後、登録した履修科目を変更・追加することはできません。
- ◆在職年数については勤務する学校所在地の教育委員会に入学前に確認してください。
- ◆基礎となる教員免許状を取得した後に修得した単位が有効です。